商　　法

（100 点）

第 1 問

以下の事実を読んで、後記の（1）と（2）に答えなさい。なお、不正競争防止法に関わる法律問題は一切生じていないものとする。

1. P 株式会社は、京都市内の店舗で洋菓子の製造販売を行う取締役会設置会社である。P 社の株式は、取締役、従業員、取引先などが保有する。
2. バスクチーズケーキは、従来のチーズケーキとは見た目も風味も大きく異なる。日本で製造販売する店が現れたのは、2010 年頃である。ここ数年、にわかに人気となっている。もっとも、P 社は、バスクチーズケーキの製造販売を行っておらず、その予定もなかった。
3. P 社の代表取締役 A の親族 B は、洋菓子づくりを趣味とし、中でもバスクチーズケーキづくりを最も得意とする。バスクチーズケーキの流行を見た B は、自作のバスクチーズケーキを販売する店を持ちたくなり、A に相談した。A は、キッチンカーなら開業しやすいし、P 社の顧客リストを踏まえて展開場所を決めれば失敗しないと助言した。そこで、B は、キッチンカーで、A の助言に基づく京都市内の 3 ヵ所を、毎日順番に回りながら、バスクチーズケーキを製造して販売することにした。
4. B は十分な資産を持たないため、A が全額出資して株式会社 Q を設立し、バスクチーズケーキの製造販売を開始した。Q 社は公開会社ではなく、取締役会を置いていない。Q 社の取締役は、A と B の 2 名である。
5. Q 社の取引は主に B が行う。A は、P 社取締役としての経験を踏まえた助言を行うほか、ときには原材料の購入取引を担当することもある。
6. A は、Q 社を設立し、その取締役に就任したことは、B の趣味に付き合っているに過ぎないと考えて、P 社には一切報告しなかった。
7. Q 社は、創業から 2 年の間、安定して一定の売上げを得たが、損益計算書上の当期純利益は 2 年連続で 0 円である。Q 社は、取締役報酬として月 100 万円を創業当初から A と B に支払っている。
8. その後、B は、P 社が新たにバスクチーズケーキの製造販売を始めた

ことに気づいた。P社の新製品は、Q社の製品とほぼ同様の外観と味を持つ。

（1）事実1～7を前提に、AのP社に対する会社法上の損害賠償責任について検討しなさい。

（2）事実1～8を前提に、AのQ社に対する会社法上の損害賠償責任について検討しなさい。

第２問

Ｐは「リユース山田」の商号のもと衣料品を中心とする中古品の売買を営む個人商人であり、複数の支店を有している。このうち、甲支店の支配人にはＡを選任し、支配人登記も了して、手形取引を含む甲支店の営業を任せてきた。ただし、Ｐは各支店の支配人に対し、衣料品以外の品目を新規に扱う場合にはＰの了解をとるよう求めていた。

ゲームソフトに詳しいＡは、甲支店で中古ゲームソフト（以下「中古ソフト」という）の売買を新たに手掛けることをＰに進言したが、Ｐはこれを許さなかった。Ａは、中古ソフトの流通業者であるＸに対して、甲支店で中古ソフトも扱うことになった旨の虚偽の説明をして、令和３年８月頃よりＸから中古ソフトの納入を定期的に受け、その代金の支払のため、甲支店の営業のために通常使用されている統一手形用紙と届出印鑑を用いて約束手形を振り出すようになった。しかし、Ａは仕入れた中古ソフトをＡの個人名義でネット・オークションを通じて売り捌き、その利益を着服していた。Ｘは、納入した中古ソフトが甲支店の店頭で販売されていないことには気付いていたが、他の支店で販売されているのだろうと思い、中古ソフトの行方をＡに問い合わせるようなことはしなかった。

上記のようなＸとの取引の一環として、Ａは令和４年８月31日、振出人欄に「リユース山田・甲支店長Ａ」の記名捺印を行い、受取人をＸ、手形金額を50万円、満期を令和４年10月31日とする確定日払いの約束手形をＸに対して振り出した（以下「本件手形」という）。

Ｘが本件手形を満期に支払場所で呈示したところ支払は拒絶され、Ａも行方知れずとなった。ＸがＰに対して本件手形の支払を求めることができるかどうかを検討しなさい。

なお、本問の解答にあたり、古物営業法に関わる問題は一切考慮しなくてよい。